

就業体験中等の賠償事故やケガに備える、特別支援学校向け保険

インターンシップ保険のご案内

(施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険、サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)、
管理下中のみ傷害危険補償特約付帯総合生活保険(傷害補償))

引受保険会社 **東京海上日動火災保険株式会社**



ご加入対象

▶ 全ての特別支援学校および特別支援学校の生徒・児童
(原則、前年ご加入いただいた学校に限ります。新たに契約
ご希望の学校はマルワ代理店までご連絡ください。)

保険期間

▶ 令和5年5月1日午後4時～令和6年5月1日午後4時まで
(中途加入も可能です。)

【本制度の特徴】

インターンシップ保険は、ご加入の生徒がインターンシップ活動中にケガをした場合や、
インターンシップ活動に起因した事故に対して法律上の損害賠償責任が発生した場合、
派遣元学校および加入生徒個人(*)を被保険者として補償する保険です。

(*) 補償の対象となる方の範囲の詳細は、後記「インターンシップにおける責任主体と補償される損害の関係」をご参照ください。

【生徒・保護者の皆様へ】

ご加入希望の場合は、加入依頼書にご記入・ご捺印の上、保険料を学校の
進路指導担当までお渡し下さい。

(「重要事項説明書」「意向チェックシート」を必ずご確認ください。)

締め切り：令和5年4月14日(金)

中途加入につきましては原則、毎月20日締切、翌月1日午前0時加入(補償開始)となります。保険期間終了は中途加入
されましても令和6年5月1日午後4時までです。中途加入保険料は、5月1日加入時の保険料と同額となります。

※ご不明な点等ございましたら、マルワ代理店までご連絡ください。

1. 賠償に関する補償

※保険金をお支払いする主な場合、お支払いしない主な場合についてはこのパンフレットの後頁「補償の内容」「補償の概要等」をご覧ください。

正課、学校行事として行われる国内の特別支援学校のインターンシップ（就業体験・現場実習（校外実習）をいい医療関連実習を除きます）に起因して、保険期間中に生じた事故（*1）により被保険者（*2）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

（*1）この補償における事故とは次の4つの事故をいいます。

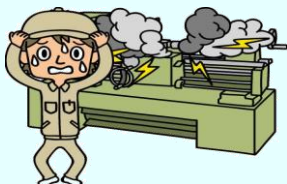
（*2）この補償における被保険者（保険の補償を受けられる方）は学校、教員、加入手続きを行った生徒個人および生徒の同居の親族となります。（サイバーリスク保険のみ生徒の同居の親族は対象外、かつ記名被保険者の業務に関する場合に限りま

施設賠償責任保険

加入生徒が行うインターンシップ活動中に発生した他人の身体障害、財物損壊事故を補償します。

【事故例】

加入生徒が現場実習中、受入れ企業の機械を誤操作によって壊してしまった。



生産物賠償責任保険

加入生徒が行うインターンシップ活動に伴い提供した飲食物に起因して発生した他人の身体障害事故を補償します。

【事故例】

受入れ企業で加入生徒が製造した食品が原因で、食中毒などにより、食品を購入した第三者に身体障害が発生した。



受託者賠償責任保険

インターンシップ活動において加入生徒が管理中の受入れ企業の財物に発生した損壊・紛失・盗取・詐取を補償します。

【事故例】

加入生徒が現場実習中、受入れ企業での作業において、誤ってシャッターを下ろしてしまい納入業者の資材を壊してしまった。



サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）

改定あり

インターンシップ活動において加入生徒に情報の漏えいまたはそのおそれに起因する法律上の賠償責任が保険期間中に生じた場合に補償します。

【事故例】

受け入れ企業での実習中に、誤って個人情報が入ったデータを第三者にメールで送ってしまった。



2. 傷害に関する補償（総合生活保険（傷害補償））

改定あり

この保険は、正課、学校行事として行われる国内の特別支援学校の就業体験・現場実習（校外実習）（医療関連実習は除く）中でかつ保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって生徒・児童がケガにより死亡・後遺障害を被る、もしくは入院・手術・通院した場合に1日目から所定の保険金をお支払いいたします。

【事故例1】受入れ企業等での作業中に階段から落ちてケガをした。



【事故例2】受入れ企業等での作業中に落下物に当たってケガをした。



【事故例3】受入れ企業等での作業中に自動車にひかれてケガをした。



総合生活保険（傷害補償）は、けがで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です。（病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。）。お客様のご意向に合致している場合は、本パンフレット・加入依頼書等の内容をご確認ください。

ご加入いただけるプラン

- ※ 下表のタイプ以外での条件ではご加入いただけませんのでご了承ください。
- ※ 保険料は児童・生徒一人あたりのものです。

補償タイプ				Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
年間合計保険料				5,000円	3,500円	1,500円
賠償 に関する 補償 （支払 限度 額）	受託者賠償責任保険	受入れ企業の財物に対する補償	1 事故につき	1,000万円		
			保険期間中につき			
	施設賠償責任保険	対物賠償	1 事故につき	1,000万円		
		対人賠償	1 名につき	1 億円		
			1 事故につき			
	生産物賠償責任保険	対人賠償	1 名につき	1 億円		
			1 事故につき			
			保険期間中につき			
サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）	賠償責任	1請求・保険期間中	1,000万円			
	費用補償	1事故・保険期間中	1,000万円			
				※個人情報漏えいは、見舞金・見舞品購入費用を被害者1名につき1000円限度 法人情報漏えいは、見舞品購入費用を被害法人1社につき5万円限度		
傷害 に関する 補償	死亡・後遺障害	学校（契約者）毎の加入生徒数 19名以下		215万円	215万円	
		学校（契約者）毎の加入生徒数 20名以上（団体割引5%適用）		225万円	225万円	
	入院保険金（日額）	学校（契約者）毎の加入生徒数 19名以下		3,100円	3,100円	
		学校（契約者）毎の加入生徒数 20名以上（団体割引5%適用）		3,240円	3,200円	
	手術保険金 ※手術保険金については、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。			入院保険金日額の10倍 （入院中の手術）または5 倍（入院中以外の手術）	入院保険金日額の10倍 （入院中の手術）または5 倍（入院中以外の手術）	
	通院保険金（日額）	学校（契約者）毎の加入生徒数 19名以下		1,090円		
		学校（契約者）毎の加入生徒数 20名以上（団体割引5%適用）		1,140円		

傷害補償ありプラン（AタイプorBタイプ）を選択される場合、活動場所が同一のグループごとに必ず同一のタイプをご選択ください。

＊ご留意いただきたい点＊

インターンシップにおける責任主体と補償される損害の関係

※この賠償責任保険では加入生徒が行うインターンシップ活動に起因した事故による法律上の損害賠償責任について、派遣元学校、教員、加入生徒個人及び生徒の同居の親族を被保険者として補償いたします。加入生徒以外の行為に起因して発生した事故につきましては補償の対象となりませんのでご注意ください。

補償する損害 責任主体	受入れ企業の財物の損壊等に起因する損害賠償責任（受託賠償責任保険）	他人への損害賠償責任（生産物賠償責任保険、施設賠償責任保険）	サイバーリスク保険 情報漏えい限定補償プラン
受入れ企業	×	×	×
派遣元学校	○	○	○
加入生徒	○	○	○
派遣元学校の教員	○	○	○
加入生徒の同居の親族	○	○	×

補償の内容（賠償責任保険）

補償項目	保険金をお支払する場合	お支払する保険金、お支払方法	保険金をお支払いしない主な場合
施設賠償責任保険	加入生徒が行う特別支援学校の正課、学校行事として行われる日本国内のインターンシップ（就業体験、現場実習（校外実習）をいい医療関連実習を除く）活動に起因して他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより、加入生徒、学校、教員および加入生徒の同居の親族が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。ただし、保険期間中に事故が生じた場合に限りです。	（１）被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。 ①【損害賠償金】法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。 ②【争訟費用】損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等 ③【緊急措置費用】被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ④【損害防止軽減費用】被保険者が他人から損害賠償をうけることができる権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ⑤【協力費用】引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用 （２）保険金のお支払いは次のとおりです。 ・上記①の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません）。ただし、上記②の争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。	次の事由によって生じる損害は免責となります。 ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・被保険者と他人との間の約定によって加重された賠償責任 ・排水または排気に起因する賠償責任 ・航空機、自動車、原動機付自転車、施設外に おける船・車両・動物の所有・使用・管理に起因する損害 ・記名被保険者の占有を離れた次に掲げるもの ①商品または飲食物 ②施設外にある①に規定するもの 以外の財物 ・仕事の終了または放棄の後に、仕事の結果に起因して発生した事故。ただし、仕事が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材については、この規定を適用しません。 ・汚染物質の排出・流出・いっしゅう・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理 ・石綿または石綿を含む製品の発がん性など 有害な特性に起因する損害 ・核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用（放射能汚染、放射線障害を含みます。）（ただし医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。） ・サイバー攻撃 など
生産物賠償責任保険	加入生徒が行う特別支援学校の正課、学校行事として行われる日本国内のインターンシップ（就業体験、現場実習（校外実習）を除く）活動に伴い、提供した飲食物によって他人の身体障害が生じたことにより、加入生徒、学校、教員および加入生徒の同居の親族が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。ただし、保険期間中に事故が生じた場合に限りです。	（１）被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。 ①【損害賠償金】法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。 ②【争訟費用】損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等 ③【緊急措置費用】被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ④【損害防止軽減費用】被保険者が他人から損害賠償をうけることができる権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ⑤【協力費用】引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用 （２）保険金のお支払いは次のとおりです。 ・上記①の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません）。ただし、上記②の争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。	次の事由によって生じる損害は免責となります。 ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議 ・地震、噴火、津波、洪水または高潮 ・被保険者と他人との間の約定によって加重された賠償責任 ・排水または排気に起因する賠償責任 ・生産物（提供した飲食物）の損壊またはその使用不能に ついての賠償責任 ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った 仕事の結果に起因する損害賠償責任 ・日本国外で発生した事故につき、被保険者に対して提起 された損害賠償請求 ・仕事の終了または放棄の前に発生した事故 ・石綿または石綿を含む製品の発がん性など、 有害な特性に起因する損害 ・核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用（放射能汚染、放射線障害を含みます。）（ただし医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。） ・サイバー攻撃 など
受託者賠償責任保険	特別支援学校の正課、学校行事として行われる日本国内のインターンシップ（就業体験、現場実習（校外実習）をいい医療関連実習を除く）活動中に被保険者が管理するインターンシップ受入れ企業の財物に損壊、紛失、盗取または詐欺の事故が生じたことにより、その財物の正当な権利を有する方に対し、加入生徒、学校、教員および加入生徒の同居の親族が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。ただし、保険期間中に事故が生じた場合に限りです。	（１）被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。 ①【損害賠償金】法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。なお、受託物の時価額を限度とします。 ②【争訟費用】損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等 ③【緊急措置費用】被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ④【損害防止軽減費用】被保険者が他人から損害賠償をうけることができる権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ⑤【協力費用】引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用 （２）保険金のお支払いは次のとおりです。 ・上記①の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません）。 ただし、上記②の争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。	次の事由によって生じる損害は免責となります。 ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・被保険者と他人との間の約定によって加重された賠償責任 ・保険契約者、または被保険者が行いまたは加担した盗取 または詐欺およびこれらの方が受託物を私的な目的で使用 している間に生じた事故 ・排水または排気に起因する賠償責任 ・貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、 貴金属、美術品、骨董品、勲章、草草、稿本、設計書、 ひな型、動物・植物、土地およびその定着物その他これら に類する受託物の損壊、紛失、盗取、詐欺 ・自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊 ・受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故 ・核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元 素等による有害な特性またはその作用（放射能汚染、放 射線障害を含みます。）（ただし医学・産業用の放射性 同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反 がなかった場合は、お支払いの対象となります。） ・サイバー攻撃 など

補償の内容（サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン））

商品構成		主な補償内容
賠償責任保険 普通保険約款 ＋ 情報通信技術特別約款（情報漏えい限定担保用）	(1)損害賠償責任に関する補償 情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。詳細は下記をご参照ください。	損害賠償金
		争訟費用、協力費用
	(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 〔サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項〕：全件付帯 情報の漏えいまたはそのおそれ、サイバー攻撃等に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。詳細はP.5～7をご参照ください。	サイバー攻撃対応費用、再発防止費用、訴訟対応費用 等

【用語の意味】 このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故（定義については、P.5の<セキュリティ事故とは> <風評被害事故とは>をご確認ください。）を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	個人情報、法人情報または、個人情報・法人情報以外の公表されていない情報の漏えいをいいます。
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。） イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと ウ. 個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと

(1)損害賠償責任に関する補償〔情報通信技術特別約款（情報漏えい限定担保用）〕

保険金をお支払いする場合
情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。（*1）（*2） （*1） 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。 （*2） 日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

お支払いの対象となる損害	
① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※ 賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）
③ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

支払限度額等
損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額（1請求・保険期間中ごとの設定）が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金（本ページ記載の法律上の損害賠償金および費用）を合算して、ご加入時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。 この保険契約においてお支払いする保険金の額は、（1）損害賠償責任に関する補償・（2）サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償（全件付帯）でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額（保険期間中）が限度となります。

お支払いする保険金	
【①法律上の損害賠償金】	合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。
【②・③の費用】	合計額に対して、保険金をお支払いします。

(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償【サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項】

① P.7②訴訟対応費用以外の費用

保険金をお支払いする場合	
事故対応期間内に生じた下表記載の費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。）を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。	
＜セキュリティ事故とは＞ 情報の漏えいまたはそのおそれや、それを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃をいいます。ただし、本ページに記載のa. サイバー攻撃対応費用についてのみ、サイバー攻撃のおそれを含みます。	
＜風評被害事故とは＞ セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。	

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等	
各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。	
※ すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。	
※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。	

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
a. サイバー攻撃対応費用	次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（*1）によって発見されていたときに支出する費用に限ります。 ア. コンピュータシステム遮断費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。	(A) 100% または (B) 90%	1事故・保険期間中 1,000万円	1事故・保険期間中 1,000万円
b. 原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。			
c. 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。（*2） ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 （ア）保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対する費用 （イ）刑事事件に関する委任にかかる費用 （ウ）「e. その他事故対応費用 コ. 損害賠償請求費用」の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）		（A）セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置(*3)により客観的に明らかになった場合（サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合） （B）セキュリティ事故のうち（A）以外および風評被害事故の場合	
d. データ等復旧費用	セキュリティ事故により消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用またはサイバー攻撃により改ざんされたウェブサイトの復旧費用をいいます。（*2） なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。	100%		

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
e. その他事故対応費用	次のアからコの費用をいいます。ただし、a～dおよびf、P.7②訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫ひ状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、エに規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫ひ状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%	—	1事故・保険期間中 1,000万円
	カ. 個人情報漏えい見舞費用(*2) 公表等の措置(*3)により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用 (ア) 見舞金 (イ) 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま。	100%	被害者1名につき1,000円	
	キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま。）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置(*3)によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限りま。	100%	被害法人1社につき5万円	
	ク. クレジット情報モニタリング費用(*2) クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するもの・刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） (イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用(*2) コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用	100%	—	

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
f. 再発防止費用	セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要が有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含みます。ただし、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。(*2)	90%	1事故・保険期間中 1,000万円	1事故・保険期間中 1,000万円

- (*1) 次のいずれかをいいます。
- ア. 公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報

イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告
- (*2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。
- (*3) 次のいずれかをいいます。
- ① 公的機関に対する被保険者による届出または報告等（文書によるものに限ります。）

② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道

③ 被害者または被害法人に対する詫ひ状の送付

④ 公的機関からの通報

② 訴訟対応費用

保険金をお支払いする場合 この保険の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額お使途が社会通念上、妥当と認められるものに限りま す。）を支出したことによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中により損害賠償請求がなされた場合に限ります。
お支払いの対象となる費用と支払限度額等 損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。 ただし、支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。 ※ すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。 ※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

訴訟対応費用の定義	縮小支払割合	支払限度額	
		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1 請求・保険期間中 1,000万円	1事故・保険期間中 1,000万円

保険金お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

※ ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

【情報通信技術特別約款（情報漏えい限定担保用）・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項：共通】

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害に対しては、適用しません。
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音楽・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
- ・被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた損害賠償請求
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- ・被保険者の暗号資産交換業の遂行
- ・被保険者相互間における損害賠償請求
- ・罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの
- ・保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合

等

<その他注意事項>

○保険会社が経営破綻した場合等の取扱について

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る）またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

※保険契約者が「個人・小規模法人・マンション管理組合」(以下「個人等」といいます)以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

○もし事故が起きたときは

（施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険）

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

（サイバーリスク保険）

・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項で補償対象となる費用（訴訟対応費用を除く）

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

・上記以外

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

○ご加入の際のご注意

〈告知義務〉加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。取扱代理店には、告知受領権があります。

〈通知義務〉

（施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険）

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、ご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡下さい。

（サイバーリスク保険）

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご加入を解除することがあります。

〈他の保険契約等がある場合〉この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

〈保険金請求の際のご注意〉責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に対するものを除きます）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。このため引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承下さい。

①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合 ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合 ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

〈示談交渉サービスは行いません〉この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様（被保険者）ご自身が、被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置ください。なお、引受保険会社の承認を得ないで、お客様側で示談締結をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

■総合生活保険（傷害補償） 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

【傷害補償】

学校の管理下で行うインターンシップ中の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ* 1をした場合に保険金をお支払いします。インターンシップに参加するために集合・解散場所と住居との通常の経路往復中に被ったケガについても保険金をお支払いします。* 2

* 1ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

* 2ただし、下記の要件を満たす場合に限ります。

- ・行事等に参加の目的をもって住居を出発する前に、契約者等の備える名簿により、被保険者名が確定していること
- ・活動日・場所が客観的資料により確定できること

本契約には、管理中のみの傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約および通算短期率適用契約に関する特約がセットされています。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合 は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院 保険金は重複してはお支払いできません。	・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術* 1または先進医療* 2に該当する所定の手術を受けた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りします。* 3 * 1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 * 2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっていない療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。 * 3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみをお支払いします。	・自転車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
傷害補償基本特約	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶ 通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等* 1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ

<種目共通の注意事項>

○代理店の業務について

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

○ご加入者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合

ご加入を申し込まれる方と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者（保険の対象となる方）にご説明いただきますようお願い申し上げます。

○補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

○このパンフレットは、インターンシップ保険（施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険、管理下中のみの傷害危険補償特約付帯総合生活保険（傷害補償））、サイバーリスク保険）の内容をご説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。詳しくは契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款がありますが、保険金のお支払条件その他ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

○この保険はご所属の特別支援学校等を保険契約者としご所属の特別支援学校等および生徒・児童等を被保険者（保険の対象となる方）とするインターンシップ保険（施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険、管理下中のみの傷害危険補償特約付帯総合生活保険（傷害補償））、サイバーリスク保険）団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご所属の特別支援学校等が有します。

○インターンシップ活動日数が61日以上となった生徒・児童がいる場合は、代理店までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、個人賠償責任補償、golファー補償、ハンター補償)にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等は、パンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
●救済者費用等補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、個人賠償責任補償、golファー補償、ハンター補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる ことがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①から③をご確認ください(項目名は商品によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同時に、変更時点での下記①から③の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

①総合生活保険(傷害補償)

他の保険契約等*2を締結されている場合はその内容についてが告知事項(★)となります。

②総合生活保険(こども総合補償)

職業・職務等*1、公的医療保険制度*3が告知事項かつ通知事項(☆)となります。

生年月日、他の保険契約等*2を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

③総合生活保険(個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償)

他の保険契約等*2を締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

*3 医療費用補償特約をセットされる場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



3 死亡保険金受取人

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。



Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりません場合があります。お引受けする商品ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務[告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。



2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日まで、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。



4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票（被保険者票）はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票（被保険者票）が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票（被保険者票）が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票（被保険者票）とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

注意
現給情報

通話料
有料

＜共同保険引受保険会社について＞

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険の約款」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
（東京海上日動安心110番）

0120-720-110

受付時間：24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

07D1-GJ05-16016-202203

＜2022年10月1日以降始期契約用＞

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間:

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・法律相談: 午前10時～午後6時
・税務相談: 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談: 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供: 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

緊急時ホットラインサービス

自動セット

対象種目: サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）

お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、サイバー専門組織が対応し、初動対応から保険金請求、再発防止に至るまでワンステップでご支援します。

※ ご利用の際は、「ご加入者名」「証券番号」を確認させていただきます。

受付時間: 365日 24時間

0120-269-318

ご注意ください

(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
 - ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)*2のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)*1とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
 - ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
 - ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
 - ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

～よくあるQ & A～

①この保険は中途加入できますか？

⇒できます。毎月20日までに申込書をご提出いただければ、翌月1日午前0時から補償開始となります。但し中途加入保険料は、5月1日加入時と同額となりますのでご注意ください。

②夏休み中のインターンシップも補償の対象となりますか？

⇒対象となります。

③インターンシップへの往復途中中にケガをした場合、プランAまたはBに加入していれば補償の対象となりますか？

⇒対象となります。

④途中でタイプの変更は出来ますか？

⇒補償をアップさせるタイプ変更は出来ます。改めて加入依頼書のご記入と、元々ご加入のタイプとの差額をお振り込みいただきます。

【各学校の進路指導担当者様へ】

1. 下記締切日までに、学校用加入依頼書にご記入・ご捺印の上、お取りまとめいただいた生徒用加入依頼書とあわせて下記返送先まですみやかにご郵送下さい。各学校を契約者とする申込書はとりまとめ終了後作成し、ご案内いたします。
2. 提出された保険料をお取りまとめの上、後日お送りする請求書にてお振込み下さい(締切：6月末着金)。
3. 今年度より加入者証は原則発行いたしません。インターンシップ先への提出が必要な場合は、各学校にお送りする証券のコピーをご提出願います。生徒の皆様には、期間中ご加入内容をご確認いただけるよう、加入依頼書のコピー等をお手元に保管いただくようご案内をお願いいたします。学校として加入者証発行をご希望の場合は、マルワまでご連絡願います。生徒一覧をデータでご提供いただいた上で作成いたしますので、ご了承願います。

返送先：〒125-0062 東京都葛飾区青戸5-31-2-604 株式会社マルワ

締め切り：令和5年4月20日(木)

<お問い合わせ・郵送先>

○取扱代理店 **株式会社マルワ**

担当：鈴木・持田

〒125-0062 東京都葛飾区青戸5-31-2-604

TEL 03-5680-7878 FAX 03-5680-7110

<引受保険会社> 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 公務第一部 東京公務課

〒102-0075 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町 10階

TEL 03-3515-4126